

申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発) (06-6208-7837)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	組合の解散認可(事業の完成以外の事由による)
概要	市街地再開発組合は、総会の議決により解散しようとするときは、市長の認可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	都市再開発法 第45条第4項
審査基準	◎次に掲げる要件を満たすことが必要です。 ・ 申請書に次に掲げる書類が添付されていること。(都市再開発法施行規則第3条第5項) (1) 権利変換期日前に組合の解散について総会の議決を経たことを証する書類 (2) 認可を申請しようとする組合が法第45条第3項の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類
標準処理期間	事実認定が難事であるため定めない。
経由日数	なし
提出先	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)
提出時期	随時
提出方法	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000655875.html
備考	